

新	旧	備考
<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00017 沿革（略） <u>平成28年3月9日 一部改正</u></p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	<p>貿易一般保険包括保険（企業総合）特約書</p> <p>平成13年4月1日 01 - 制度 - 00017 沿革（略）</p> <p>（以下「甲」という。）と独立行政法人日本貿易保険（以下「日本貿易保険」という。）との間に貿易一般保険包括保険（企業総合）の特約書を次のとおり締結するものとする。</p>	
<p>第1条～第2条（略）</p>	<p>第1条～第2条（略）</p>	
<p>（てん補範囲等）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る対象契約に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前3項の規定にかかわらず約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。<u>ただし、当該損失についてのてん補を甲が希望し、日本貿易保険がこれを認めた場合はこの限りではない。</u></p>	<p>（てん補範囲等）</p> <p>第3条 日本貿易保険は、第1条の規定により保険の申込みがなされた対象契約については、申込後遅滞なく、約款第3条各号（同条第3号のてん補危険については、附帯別表第1に掲げる〇〇部門に係る対象契約に限る。）のてん補危険について保険契約を締結するものとする。ただし、日本貿易保険は、附帯別表第2に掲げる対象契約については、保険契約の締結を制限することができる。</p> <p>2～3（略）</p> <p>4 日本貿易保険は、第1項に基づく保険契約締結から損失発生までのいずれかの時点において、対象契約の相手方が次の各号のいずれかに該当する場合には、前3項の規定にかかわらず約款第4条第12号から第14号までのいずれかに該当する事由により生じた損失をてん補する責めに任じない。</p>	

新	旧	備考
一～四 （略）	一～四 （略）	
第4条 （略）	第4条 （略）	
<p>（てん補責任額）</p> <p>第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、I L Cにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に<u>保険証券記載の付保率</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>五 （略）</p>	<p>（てん補責任額）</p> <p>第5条 日本貿易保険がてん補すべき額は、約款第5条及び第6条の規定に基づき算出した損失額から約款第7条第1項各号に掲げる額を控除した残額を基礎として、次の各号により算出された額とする。</p> <p>一～三 （略）</p> <p>四 第2号ただし書及び前号の規定にかかわらず、I L Cにより代金等が決済される場合には、日本貿易保険がてん補すべき額は、当該残額に<u>保険金額の保険価額に対する割合</u>を乗じて得た額とする。</p> <p>五 （略）</p>	
<p>（対象契約の内容の変更）</p> <p>第6条</p> <p>1～3 （略）</p> <p>4 <u>第1項及び第2項の規定に基づく甲の日本貿易保険に対する書面での通知又は承認申請を要するものうち、別に定める規定に基づき日本貿易保険が承認したものについては、第1項及び第2項に規定にかかわらず、同各項の規定は適用しないものとする。</u></p>	<p>（対象契約の内容の変更）</p> <p>第6条</p> <p>1～3 （略）</p>	
第7条～第14条 （略）	第7条～第14条 （略）	
<p>（保険契約の訂正等）</p> <p>第15条 <u>甲が保険契約の訂正を行った場合であっても、当該訂正の申請日以前に発生していた事由（約款第4条第14号の事由にあつては、履行遅滞の発生をいい、3月以上の期間の経過を要しない。）により生じた損失のうち、訂正事項に基づいて生じた損失については、日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u></p>		

新	旧	備考
<p>(特約書の更新)</p> <p>第 16 条 第 1 条第 1 項に規定する特約期間の満了する日の 1 月前までに、甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。</p>	<p>(特約書の更新)</p> <p>第 15 条 第 1 条第 1 項に規定する特約期間の満了する日の 1 月前までに、甲又は日本貿易保険のいずれか一方から書面による別段の意思表示がなされないときは、この特約書は同一条件で、1 年間更新されたものとし、以後も同様とする。</p>	
<p>(特約書の終了)</p> <p>第 17 条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第 1 条第 1 項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特約書の終了)</p> <p>第 16 条 甲について、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始若しくは特別清算手続開始の各決定又は外国の法令に基づく制度上これに準ずる手続があったときは、第 1 条第 1 項に規定する特約期間にかかわらず、この特約書は失効する。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(特約書又は約款の改正)</p> <p>第 18 条 第 1 条に規定する期間中に貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。</p>	<p>(特約書又は約款の改正)</p> <p>第 17 条 第 1 条に規定する期間中に貿易保険法（昭和 25 年法律第 67 号。）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、その改正に従ってこの特約書又は約款を改正するものとする。</p>	
<p>(特約書又は約款の改定の申込等)</p> <p>第 19 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。</p> <p>2 (略)</p>	<p>(特約書又は約款の改定の申込等)</p> <p>第 18 条 第 1 条に規定する期間中に外国為替及び外国貿易法（昭和 24 年法律第 228 号）又はこれに基づく命令が改正されたときは、日本貿易保険は、この特約書又は約款の改定を申込むことができる。</p> <p>2 (略)</p>	
<p>(手続事項)</p> <p>第 20 条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当</p>	<p>(手続事項)</p> <p>第 19 条 この特約書及び約款に規定するもののほか、保険契約に関する手続的な事項は日本貿易保険が定める。</p> <p>上記のとおり特約書を締結した証拠として本書 2 通を作成し、当</p>	

新	旧	備考
<p>事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p> <p><u>附 則</u> <u>この改正は、平成 28 年 4 月 1 日から実施する。</u></p>	<p>事者記名捺印の上、各自その1通を所持する。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p>甲 印</p> <p>独立行政法人日本貿易保険理事長名 印</p>	
<p>附帯別表第1～附帯別表第4 （略）</p>	<p>附帯別表第1～附帯別表第4 （略）</p>	